

流山市子育てにやさしいまちづくりの環境を整えるための大規模な共同住宅等の建築における保育所設置の協力要請に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、流山市子育てにやさしいまちづくり条例（平成19年条例第39号。以下「子育てにやさしいまちづくり条例」という。）に定める基本理念を踏まえ、大規模な共同住宅等の建築により発生する保育需要に対応するため、当該建築を行う事業者に対し保育所の設置の協力の要請を行うことについて必要な事項を定め、もって子育てにやさしいまちづくりの環境を整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模な共同住宅等 戸数が200以上の共同住宅又は戸建住宅をいう。
- (2) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築（増築及び改築にあっては戸数が200以上増加する場合に限る。）をいう。
- (3) 事業者 大規模な共同住宅等の建築に係る工事の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

(協力要請)

第3条 市長は、事業者が流山市街づくり条例（平成24年条例第9号）第26条第1項の規定による届出があった時は、子育てにやさしいまちづくり条例に定める基本理念を踏まえ、周辺地域における保育の需要と保育所の設置の必要性を判断しなければならないものとする。

2 市長は、前項の規定により保育所の設置を必要と判断した場合は、当該大規模な共同住宅等の入居者を含む地域住民が安心して子育てができる環境の整備の観点から、保育所の設置を当該事業者に要請するものとする。

3 前項の規定による要請は、協力要請書（別記第1号様式）により行うものとする。

4 事業者は、第2項の規定による要請を受けたときは、回答書（別記第2号様式）により応答するものとする。

（協議）

第4条 市長は、前条第4項の規定により回答書が提出されたときは、事業者と協議するものとする。

（協議結果の処理）

第5条 市長は、前条の規定により事業者と協議したときは、その結果について、協議結果確認書（別記第3号様式）により双方で確認するものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月6日から施行する。